本号で公布された法令のあらまし

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一六三号）（総務省）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第一〇号に掲げる規定（同法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）第一七条第四項の改正規定に限る。）の施行期日は、令和二年五月二五日とすることとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（総務省）

1　市町村長が個人番号カードを交付する場合における第一二条第一項の規定による本人確認の措置について必要な読替え規定を定めることとした。（第一二条第二項関係）

2　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日において現に通知カードの交付を受けている者について、所要の経過措置を講ずることとした。（附則第二条及び第三条関係）

3　この政令は、令和二年五月二五日から施行することとした。

◇電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六五号）（総務省）

1　特定利用者証明検証者は、認可に係る確認の業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨総務大臣に届け出なければならないこととした。（第二五条の四関係）

2　特定利用者証明検証者は、法第三八条の二第六項の規定により認可が取り消され、又は１の届出をし、当該認可に係る確認の業務を廃止したときは、直ちに、特定利用者証明検証者証明符号を消去しなければならないこととした。（第二五条の五関係）

3　法第一七条第一項第五号又は第六号に規定する総務大臣の認定を受けようとするときの認定の申請等の手続について、所要の規定を設けることとした。（第七条の二、第八条の二、第九条の二及び第一〇条の二関係）

4　この政令は、令和二年五月二五日から施行することとした。

政　令

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十三号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第六号及び第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第六号に掲げる規定及び同条第一〇号に掲げる規定（同法第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第四項の改正規定に限る。）の施行期日は、令和二年五月二十五日とする。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第八条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。